

## 今般導入される配慮書手続について

## 1. 戦略的環境アセスメントを巡る動向

- 戦略的環境アセスメント (Strategic Environment Assessment。以下「SEA」という。)とは、本来、個別の事業に先立つ「戦略的な意志決定段階」、すなわち、個別の事業の実施に枠組みを与えることになる計画 (上位計画)、さらには政策を対象とする環境影響評価のことをいう。
- 事業の実施段階で行う環境影響評価は、事業の実施に係る環境の保全に効果を有する一方、既に事業の枠組みが決定されているため、事業者が環境保全措置の実施や複数案の検討等について柔軟な措置をとることが困難な場合がある。このような課題に対して、SEAは、事業の実施段階の環境影響評価の限界を補い、事業の早期段階における環境配慮を可能とするものである。
- 地方公共団体においては、平成 14 年に埼玉県で「埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱」が施行されたのをはじめとして、東京都・埼玉県・広島市・京都市・千葉県・横浜市の 6 都県市でSEA制度が導入され、実施事例が蓄積されつつある。また、その他の道府県及び政令市でも、約半数近くにおいてSEA制度の検討が行われている<sup>1</sup>。
- 国の公共事業においても、早期段階の住民参画や環境配慮の取組が既に進められている。特に、平成 14 年以降は、国土交通省において、個別の事業種における関連ガイドライン等により、環境影響評価実施前における環境配慮の取組が進められている。
- こうした取組の実績を踏まえ、平成 19 年に、環境省において、事業の位置・規模等の検討段階のものについてのSEAの共通的な手続等を示す「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」(以下「SEAガイドライン」という。)が取りまとめられた。
- 平成 20 年には、国土交通省において、SEAを含むものとして「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」が取りまとめられ、平成 21 年には、環境省において、「最終処分場における戦略的環境アセスメント導入ガイドライン (案)」が取りまとめられている。
- 諸外国でも、SEAの導入が進められている。具体的な手続や内容 (法令のレベル、事業の対象範囲、対象となる計画の検討・策定段階、評価手法等) は、国によって様々である。我が国のSEAガイドラインにおいては、上位計画のうち個別事業の計画・実施段階前における位置等の検討段階を対象としている。このような時点での環境配慮は、諸外国ではSEAとして位置付けるものもあるが、これを事業実施段階における環境影響評価の一部として位置付けているものもある。

<sup>1</sup> 環境省総合環境政策局環境影響評価課において、平成 21 年度に全国の 47 都道府県及び 18 政令指定都市の計 65 自治体に対して行ったアンケート調査に依る。

## 2. 法改正により導入される配慮書手続について

### (1) 改正法において規定されている事項

改正法においては、配慮書手続について、次のように規定されている。

#### ■ 改正法において規定されている配慮書手続の概要

##### (1) 計画段階配慮事項についての検討【第三条の二】

①第一種事業を実施しようとする者は、第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の事業の種類ごとに主務省令で定める事項を決定するに当たっては、事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。

②事業が実施されるべき区域その他の事項を定める主務省令は、主務大臣が環境大臣に協議して定めるものとする。

③第一項の主務省令（②の主務省令を除く。）は、計画段階配慮事項についての検討を適切に行うために必要であると認められる計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針につき主務大臣が環境大臣に協議して定めるものとする。

##### (2) 配慮書の作成等【第三条の三】

第一種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

- ① 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所
- ② 第一種事業の目的及び内容
- ③ 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- ④ 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- ⑤ その他環境省令で定める事項

##### (3) 配慮書の送付等【第三条の四】

第一種事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに主務大臣に送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。

主務大臣は、配慮書の送付を受けた後、速やかに、環境大臣に当該配慮書の写しを送付して意見を求めなければならない。

##### (4) 環境大臣の意見【第三条の五】

環境大臣は、意見を求められたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、主務大臣に